

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更

- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 生活保護法による医療機関の指定
- 保険薬剤師の登録
- 土地改良法による換地処分

告 示

鳥取県告示第二百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による西尾原（本宮河原団地）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十年八月三十日現在の地番による。）
大字本宮字河原	大字本宮字河原の全域 大字本宮字河原式五五七の三、五五九の三、五六一の四、 五六二の四、五七七の三、五七七の五、五七八の一、五七 九の三、五八〇の六、五八七の三及びこれらと一体をなす 国有地
大字本宮字坂口	大字本宮字坂口のうち五二二の一、五二四の一の一部、五 四三の一部、五四五の一部以外の区域 大字本宮字河原三 五九七の二、五九七の七の一部、五九 七の八
大字本宮字河原 式	大字本宮字坂口五二二の一、五二四の一の一部、五四三の 一部、五四五の一部 大字本宮字河原式のうち五五七の三、五五九の三、五六一 の四、五六二の四、五七七の三、五七七の五、五七八の一、 五七九の三、五八〇の六、五八七の三、五九四の一の一部、 五九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区 域

大字本宮字河原三 七の一〇の一部	大字本宮字河原三 五九七の六、五九七の七の一部、五九七の一〇の一部
大字本宮字上河原六〇の一の一部及び六〇一の一と一体をなす国有地の一部	大字本宮字上河原六〇の一の一部及び六〇一の一と一体をなす国有地の一部
大字本宮字河原三のうち五九七の二、五九七の五から五九七の一〇まで以外の区域	大字本宮字河原三のうち五九七の二、五九七の五から五九七の一〇まで以外の区域
大字本宮字河原式五九四の一の一部、五九四の二の一部	大字本宮字河原式五九四の一の一部、五九四の二の一部
大字本宮字河原三 五九七の五、五九七の九、五九七の一〇の一部	大字本宮字河原三 五九七の五、五九七の九、五九七の一〇の一部
大字本宮字上河原のうち六〇一の一の一部及び六〇一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字本宮字上河原のうち六〇一の一の一部及び六〇一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百二十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	廃止年月日
浜田歯科医院	境港市外江町二八六四	昭和六十年十一月六日

荻原歯科医院	鳥取市弥生町二二三	昭和六十年五月十五日
円道歯科医院	米子市東町九二	昭和六十年九月二十七日

鳥取県告示第二百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
有限会社わかば調剤薬局	鳥取市瓦町六五八	昭和六十一年二月三日
荻原歯科医院	鳥取市元町二二七	〃
円道歯科医院	米子市東町二四一	〃
もり歯科医院	鳥取市南吉方三丁目四八六	〃
浜田歯科医院	境港市外江町二八六四	昭和六十一年一月二十日

石 谷 薬 局

鳥 取 市 南 町 四 二 一

〃

鳥 取 県 告 示 第 二 百 二 十 三 号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年三月七日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

氏 名	登 録 の 記 号 及 び 番 号	登 録 の 年 月 日
岩 垣 博 美	鳥 薬 第 五 九 二 号	昭 和 六 十 一 年 二 月 六 日

鳥 取 県 告 示 第 二 百 二 十 四 号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事

業に係る西尾原（本宮河原団地）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年三月七日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次